

議案第105号

退隠料等に関する条例の一部改正について

退隠料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

上越市長 中 川 幹 太

退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

退隠料等に関する条例（昭和47年上越市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表右欄中「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に、「1,132,700円」を「1,163,300円」に、「849,500円」を「872,400円」に、「679,600円」を「697,900円」に、「566,400円」を「583,700円」に、「792,000円」を「813,400円」に、「594,000円」を「610,000円」に、「475,200円」を「488,000円」に、「398,000円」を「415,700円」に、「平成12年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（退隠料及び遺族扶助料の年額の改定）

- 2 退隠料及び遺族扶助料については、令和6年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する次の表の右欄に掲げる假定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の退隠料等に関する条例の規定によって算出して得た年額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の 基礎となっている給料年額	假定給料年額
1,147,000円	1,178,000円
1,197,800円	1,230,100円
1,250,000円	1,283,800円
1,301,700円	1,336,800円
1,354,600円	1,391,200円
1,387,400円	1,424,900円
1,420,300円	1,458,600円
1,457,600円	1,497,000円
1,510,800円	1,551,600円
1,556,600円	1,598,600円

1, 599, 400円	1, 642, 600円
1, 651, 000円	1, 695, 600円
1, 703, 100円	1, 749, 100円
1, 759, 800円	1, 807, 300円
1, 817, 200円	1, 866, 300円
1, 888, 700円	1, 939, 700円
1, 933, 900円	1, 986, 100円
1, 992, 000円	2, 045, 800円
2, 048, 700円	2, 104, 000円
2, 161, 000円	2, 219, 300円
2, 191, 200円	2, 250, 400円
2, 277, 800円	2, 339, 300円
2, 392, 800円	2, 457, 400円
2, 520, 000円	2, 588, 000円
2, 584, 900円	2, 654, 700円
2, 646, 800円	2, 718, 300円
2, 735, 200円	2, 809, 100円
2, 787, 300円	2, 862, 600円
2, 938, 000円	3, 017, 300円
3, 012, 900円	3, 094, 200円
3, 090, 900円	3, 174, 400円
3, 241, 400円	3, 328, 900円
3, 393, 000円	3, 484, 600円
3, 432, 600円	3, 525, 300円
3, 557, 900円	3, 654, 000円
3, 735, 700円	3, 836, 600円
3, 911, 900円	4, 017, 500円
4, 020, 600円	4, 129, 200円
4, 126, 700円	4, 238, 100円
4, 342, 000円	4, 459, 200円
4, 552, 800円	4, 675, 700円
4, 594, 200円	4, 718, 200円
4, 758, 000円	4, 886, 500円
4, 964, 600円	5, 098, 600円
5, 170, 100円	5, 309, 700円
5, 374, 200円	5, 519, 300円
5, 503, 100円	5, 651, 700円
5, 640, 400円	5, 792, 700円
5, 904, 900円	6, 064, 300円

退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額が1, 147, 000円未満の場合又は5, 904, 900円を超える場合においては、その年額に1. 027を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。